

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 1 時 2 9 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村	九	三	男
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 欠席委員

2 番	山	口	吉	広	
-----	---	---	---	---	--

5. 会議録署名委員 1 3 番 森 一 博
 1 4 番 加 瀬 千 代

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥 隆 宏
農業委員会事務局次長	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請に対する意見について (5 条許可)
議案第 3 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (納税猶予 (入口))
議案第 4 号	旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について (利用権設定)
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規程による転用届出について (4 条届出)
報告第 2 号	農地の一時使用について (農地の一時使用)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは若干早いですが、令和6年第11回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は山口委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる10月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

6番 田中会長

9番 西村九三男委員

16番 戸田委員

19番 樋口委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	4件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)	1件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口))	2件
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	4件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)	2件
報告第2号	農地の一時使用について (農地の一時使用)	1件

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。１３番の森委員、１４番の加瀬委員、ご両名の方どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第１号から進めてまいります。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、３条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●●
委員)

議案第１号受付番号３１から受付番号３４の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないと思われます。

(会長)

それではまず、議案第１号受付番号３１の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第１号受付番号３１について、議案書１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書については、議案書２ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第１号受付番号３１の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第１号受付番号３１を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

- (会長) 続きまして、議案第 1 号受付番号 3 2 の案件について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第 1 号受付番号 3 2 について、議案書 3 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 4 ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 2 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第 1 号受付番号 3 2 について、ご意見ご質問等はございませんか。

生前贈与の案件ですけど、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 3 2 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは、議案第 1 号受付番号 3 3 の案件について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第 1 号受付番号 3 3 について、議案書 5 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 6 ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 3 3 の案件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 3 3 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 1 号受付番号 3 4 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 1 号受付番号 3 4 について、議案書 7 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。ご覧のとおり、下のほうの●●●●●は共有名義のため、譲渡人の持分 3 分の 1 のみの移転になります。残り 3 分の 2 はすでに譲受人の持分ですので、この所有権移転により譲受人の持分は 3 分の 3 となり、1 筆全てが譲受人の名義となります。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 8 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4 ページと 5 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 3 4 につきまして、ご意見ご質問はございませんですか。

これも生前贈与の案件ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 3 4 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●●
委員)

議案第2号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、一部雑草が生えていましたが、特に問題がないと思われます。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号2について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号2について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。貸付人につきましては、議案書10ページの別紙をご覧ください。こちらの案件は、農地を転用して貸し付ける内容となっています。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書11ページから13ページの上の部分をご覧ください。こちら、貸人につきましては、14ページの別紙をご覧ください。11ページの下側に書かれていますとおり、こちらの農地は●●●●●●●●●●●●●●●●からおおむね300メートル以内の区域にあるため、第3種農地であると事務局では考えています。許可基準の該当事項となります農地法運用通知の抜粋は13ページの下側にお付けしております。

なお、こちらの案件は30アールを超える転用案件ですので京都府農業会議に対して意見を求めて回答後、意見書を京都府に進達します。流れとしましては、本日お配りしている資料Aをご覧ください。(2)の手続きの流れ、市街化区域外の農地を転用する場合は、表の上側のような流れとなります。提出された申請の転用面積が30アールを超えるような場合は、必ず都道府県農業委員会ネットワーク機構、いわゆ

(事務局)

る京都府農業会議に意見を聴取することとなっています。今回の案件は30アールを超えますので、京都府農業会議に意見を聴取しなければいけません。次に、農業委員会の意見と京都府農業会議の意見を付して都道府県知事、京都府に進達します。さらに、今回は対象にはなりませんが、4ヘクタールを超えるような場合には、農林水産大臣の協議が必要ということになっております。全ての協議が終わった後に、申請者に対して許可通知が行われます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧ください。7ページにつきましては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしゅうございますか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の部分ですね、を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

現地調査の結果を報告いたします。議案第3号受付番号2と受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題はなかったと思われます。

- (会長) それでは、議案第３号受付番号２につきまして、まず事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第３号受付番号２について、議案書１５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書１６ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の８ページと９ページをご覧ください。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) 議案第３号受付番号２、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号２について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており、適格者であると判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号３について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第３号受付番号３について、議案書１７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書１８ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１０ページをご覧ください。
会長よろしくをお願いします。

(会長)

議案第3号受付番号3について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

それでは、議案第4号受付番号107から109の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号107の案件について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号107について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第４号受付番号１０７について、ご意見ご質問はございませんか。

新規設定の利用権の設定ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１０７について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号１０８につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第４号受付番号１０８について、議案書２１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２２ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１２ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第４号受付番号１０８につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

これも新規設定の案件となっております。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１０８について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号１０９について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号109について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書24ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号109につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、これも新規の設定でございます。よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号109について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号110につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退室をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時50分 退席)

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

それでは、議案第4号受付番号110の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

- (会長) 続きまして、議案第４号受付番号１１０の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第４号受付番号１１０について、議案書２５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２６ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１４ページをご覧ください。なおこちらの案件は、現地調査委員である●●委員に関係する案件でしたので、現地調査は●●委員以外の３名で行っていただきました。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) 議案第４号受付番号１１０について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、新規設定の案件です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１１０について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後１時５２分 入室)
- (会長) 本日、予定をしておりました審議については、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず、報告第１号農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について、４条届出の案件ですが、受付番号６について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号6について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

本件については、令和6年9月26日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号6の報告がございましたが、これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、報告ですので、ここで留めておきたいというふうに思います。

続きまして、報告第1号受付番号7について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号7について、議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧下さい。

本件については、令和6年10月8日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号7の報告がございましたが、何かご意見等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

続きまして、報告第2号農地の一時使用について、農地の一時使用、受付番号1について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告に入る前に、農地の一時使用についての案件は初めてになりますので、少しご説明させていただきます。

本来、調整区域の農地を農地以外で利用する場合は、京都府の許可を得なければならないのですが、要しない場合があります。本日お配りしています資料の2ページ、資料Bをご覧ください。何点か許可を要しない場合の概要が記載されていますが、基本的には公益性が高い事業の場合は、京都府の許可を要しないとなっています。今回は、京都府営水道事務所が水道管の工事を行うために、資材置場や進入路として一時的に農地を転用される案件ですので、表の一番上の「農地転用許可と同等の審査が行われる場合」の「国又は都道府県等が農地を転用する場合」に該当します。許可は要しないのですが、農地を無断で農地以外に利用している違反転用などと区別するために、公の機関が農地を転用をされる場合には、一時使用として農業委員会に届出を提出してもらい、総会で報告させていただいています。流れとしましては、他の届出案件と同じように、届出が提出されましたら地元委員さんに意見照会し、会長に専決をいただいた後、受理書を発行して着工していただきます。簡単ですけど、一時使用の説明は以上とさせていただきます。

何かご質問等ございますか。

それでは議案書に戻りまして、報告第2号受付番号1について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

本件については、令和6年9月26日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えて

(事務局)

おきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号1の報告がございましたが、何かご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時59分 終了 —————